

第百二回 参議院 社会労働委員会 會議録 第四号

昭和五十九年十二月二十日(木曜日)

午後一時十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 遠藤 政夫君
理事 佐々木 満君
関口 恵造君
高杉 迪忠君
中野 鉄造君

委員 石井 道子君
大浜 方栄君
斎藤 十朗君
曾根田都夫君
田代由紀男君
田中正巳君
前島英三郎君
森下 泰君
糸久八重子君
浜本 万三君
和田 静夫君
中西 珠子君
橋本 敦君
藤井 恒男君
下村 泰君

兼議院議員

社会労働委員長 戸井田三郎君

國務大臣

厚生 大臣 増岡 博之君

政府委員

厚生大臣官房長 下村 健君
厚生省年金局長 吉原 健二君
社会保険庁年金 長尾 立子君
兼内閣審議官

事務局側

常任委員会専門 今藤 省三君

本日の會議に付した案件

○国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長戸井田三郎君から趣旨説明を聴取いたします。戸井田君。

○衆議院議員(戸井田三郎君) ただいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和五十九年度において年金額等の改定を実施しようとするもので、その主な内容は、

第一に、昭和五十七年度及び昭和五十八年度の累積消費者物価上昇率が5%を超えない場合であっても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

第二に、年金額の改定率は2%とし、厚生年金保険及び船員保険については本年四月から、国民年金については本年五月から、それぞれ実施すること。

第三に、老齢福祉年金の額を月額二万五千六百円に引き上げ、本年六月から実施するとともに、その他の福祉年金の額についても引き上げること。

第四に、特別児童扶養手当の額を、福祉年金に準じて、本年六月から改定するとともに、福祉手当の額についても引き上げること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

○橋本敦君 この際、大臣にお尋ねをさせていただきますか。

まず第一点は、我が党は、この法案提出の以前から、年金制度の抜本的改正問題と、独自に早期にやるべき物価スライドの点は、これは切り離してやるべきであつて同一法案で出すべきではないということを主張してまいりました。同一法案で出されると、政治的な駆け引きの道具になりかねないと思つておりました。結果は分離されたわけでありましたが、そういった、衆議院でのい

ろんな審議の状況からスライド実施がおくれるという事態を招来したわけでありまして、この点については、法案提出をなさった政府の方にも責任なしとは言えないかと思うのですが、大臣のこの点についてのお考えをまず伺わしていただきたいと思つています。

○國務大臣(増岡博之君) この年金法の改正につきましては、もう既に数年前から審議会その他の御意見を承つておつたわけでありまして、たまたま予算編成におきまして2%のアップは決まりましたので、三月に一緒に提出をさせていただいた次第でございます。

○橋本敦君 時間がないので次の質問に移らさせていただきます。

今大臣がおっしゃつたその2%の問題でありませんが、言うまでもありませんけれども、五十七年では消費者物価上昇は二・四%、五十八年度は一・九%でございますから、この消費者物価に正しくスライドするとしますと当然四・四%近くになるわけでございます。ところが、なぜ2%に抑えられたか。それは共済年金や恩給等との並びだということもございまして、それは結局、人動値切り実施に連動させられるということに結局はなつております。

私には二重の意味で、つまり人動の値切りが実は憲法の本旨に反するという点、それと連動させてこの点で年金のスライドも完全に実施しないということは、これもまた憲法が生活保障を強く訴えておりますこの点にもとるのではないかと。そのことは、年金で暮らさざるを得ないお年寄りやあるいは身体障害者の皆さんに、今の物価高に追いつかない状況で多くの負担をかける結果になつていないか。2%しか引き上げないという措置についてはやはり検討するの

が当然ではないかと思つておりますが、大臣の御見解を伺いたい。

それから最後の質問は、フランス、イタリア、オランダなどを見ますと、賃金スライドが原則であります。そしてまたスウェーデン、イギリスなどは、消費者物価上昇、それを指標としてスライドしております。我が国のように5%条項という

ようなことではやつていない国は、主要国はどこにもないわけでございます。したがって、将来全労働者の生活水準の変化に即応させていくという立場、あるいは社会情勢の変化に即応するという立場からいへば、この5%条項は見直して、いずれ賃金スライドあるいは物価指数に見合う方向にスライドしていくことを基本に検討すべきではないかと思つております。

以上の二点お伺いして質問を終わります。

○国務大臣(増岡博之君) 御承知のように、物価上昇率は五%以下でございます。その際、どういふ措置を講ずるかという事は政策判断の問題であらうかと思ひます。そういうことから、公務員給与、共済年金の例に倣ひまして二%としたものでありまして、現在の厳しい財政事情のもとでは妥当なものではないかというふうに思ひます。

○政府委員(吉原健二君) 年金のスライドというものは何を指標にして行ふか、あるいはその率をどうするか、いろいろな考え方があるわけでございます。外国におきましても、物価にスライドをさせている例、それから賃金上昇率を用いている例、いろいろあるわけでございますけれども、我が国の場合は、消費者物価五%以上の場合に法律上スライドをする義務がある、こういうことになつていられるわけでございますが、消費者物価が五%以下の場合でございますも政策的にスライドできるといふことになつておりますし、過去におきましてもそういう措置をとつてきたことがあるわけでございます。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○橋本敦君 委員長のお許しをいただきまして、我が党提案の修正案について、提案理由を述べさせていただきます。

前国会から継続審議となつておりました政府提出の年金制度の改革法案は、我が党が強く反対いたしました。その撤回を求めまいりました年金制度の抜本的な改善をねらつてまいりました年金法となつております。これに対して我が党は、スライド部分を本体から分離して、物価スライドを早期に実施すべきであると主張してきたところでございます。さらに、その物価スライドそのものは昨年度見送られた消費者物価上昇率の凍結分と今年度実施分の合計四・四%にすべきであると考へております。

ところが、本法案は、スライド部分を分離したものの、その内容は政府提出の二%案のままです。しかし、年金受給者に過去二年にわたる物価上昇率を償う四・四%の物価スライドを実施することは、弱者にこそ政治的光をという立場に立つて、国民生活を守るために政治的とするべき最低限の務めであると考えております。

以上の立場から、我が党は、昨年度の凍結分を含め年金の物価スライド率を消費者物価上昇率に見合つた四・四%へ引き上げることが内容をいたします。この修正案を提出するものでございます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員(遠藤政夫君) ただいまの橋本君提出の修正案は予算を伴うものでありますから、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) ただいまの修正案については、政府としては反対であります。

○委員(遠藤政夫君) これより原案並びに修正案に対し討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、衆議院社会労働委員長提出の国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正案に反対、我が党提出の修正案に賛成の討論を行います。

第一の問題は、政府が年金制度の抜本的改善と絡めて、当然物価上昇に見合い、独自かつ早期に実施すべき物価スライドを引き延ばしてきたことである。この政府のやり方は、臨調路線に基づき年金制度の重大な改善を、若干の年金額の増額をえさに強行しようとする不当な意図によるものであるという事は、衆議院における審議経過を見ても明らかであります。

このために年末ぎりぎりの今なお社会的弱者を多く含む年金受給者のみが取り残され、物価スライドが実施されていないという事態を現出しておりますが、まさにこれは中曾根内閣の国民に冷たい政治姿勢を示すものであると思つております。

第二の問題は、スライドの内容そのものであります。すなわち、物価スライドは、昨年度見送られた凍結分と今年度の実施分の消費者物価上昇率の合計四・四%にすべきが当然であると思ひます。改正案は、政府案同様二%としておりますが、政府が二%とした根拠は共済年金との関連からであるとしていふことからも明らかなように、これは昨年度の人事院勧告を不当に値切つた措置に運動させたものでありまして、まさに物価スライドの値切り法案と言わねばなりません。これは国民の生存権保障の憲法の本旨に反し、国民の暮らしを守る責務にもとるものだと思つております。

昨今の報道によりますと、正月用品が昨年と比較かなりの割高で庶民の財布は一層苦しくなつていけると伝えておりますが、その影響を最も強く受けるのが、ほかの収入の当てもなく、大多数が三万円以下の低年金水準にあえいでいるお年寄りや障害者であることは、だれの目にも明らかであります。これらの人々にこそ政府は、その暮らしを守る本来の政治責任を果たさねばなりません。

我が党提出の修正案は、この立場から過去二年にわたる物価上昇率を償う四・四%の物価スライドを実施しようとするものでありまして、この案は年金受給者の期待にこたへるものと確信するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○委員(遠藤政夫君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(遠藤政夫君) 少数と認めます。よつて、橋本君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の問題に供します。

○委員(遠藤政夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十一分散会

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第一条のうち第五十八条の改正規定中「四十六万八千八百円」を「四十七万二千三百円」に、「三十七万二千二百円」を「三十一万四千五百円」に改める。
第一条のうち第六十二条の改正規定中「三十九万九千六百円」を「四十九万九千七百円」に改める。
第一条のうち第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の第二項の改正規定中「三十七万二千二百円」を「三十一万四千五百円」に改める。
第二条のうち第四十条の改正規定中「二万五千六百円」を「二万六千二百円」に、「三万八千四百円」を「三万九千四百円」に改める。
第二条のうち第十八条の改正規定中「一万八千八百円」を「一万九千円」に改める。
附則第四条第一項及び第三項中「百分の百二」を「百分の百・四」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、昭和五十九年度において約四百二十億円の見込みである。

十二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二号)
- 一、保育所制度の充実に関する請願(第六号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第七号)
- 一、医療保険の抜本改悪反対に関する請願(第五四号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第五五号)
- 一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第一三〇号)(第一三一号)
- 一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第一三二号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)

(第一六三号)

- 一、保育所制度の充実に関する請願(第一六四号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二二六号)
- 一、医療費負担の軽減に関する請願(第二二七号)
- 一、老人福祉に関する請願(第二二八号)
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第二八三号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二八六号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)
- 一、保育所制度の充実に関する請願(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)

第二号 昭和五十九年十二月一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町四ノ一九ノ二三興野保育園内 佐藤利清 外五千八百八十名

紹介議員 上田耕一郎君

- 一、保護者負担を軽減すること。
- 二、保育制度を充実強化すること。
- 三、就学年齢の引下げをしないこと。
- 四、事務職員を全民間保育所に配置すること。
- 五、乳幼児健全育成相談事業を拡大・充実すること。
- 六、委託契約の締結を促進すること。

理由

(一)保育料は、市町村長によつて定められているが、そのもとになるものは、国の保育所徴収基準額によるとされている。徴収基準額は、保育所にかかる経費(保育単価)の年々の増額に伴つて値上げされ、いわゆるリンク制がとられている。保育所に措置された子どもが保育料の負担増に耐えかねて退所を余儀なくされるケースが年々増えており、これを防止するうえから昭和三十年代に実行された国の援護率を七十パーセントに引き戻すよう

要望するものである。また、国の徴収基準額の軽減化とあわせて、徴収基準額決定方式の再検討を強く望むものである。(二)児童福祉法成立以来三十七年間を経過した今日、社会の変ぼうに伴つて保育園の社会的使命は多様化し、複雑化しており、特に家庭機能の退行は当時と違つた質をもつて進行している。この状況における乳幼児保育・学童保育に対する施策の基準となる制度の充実と強化を要望するものである。特に、私立幼稚園団体から提案されている年齢区分(三歳未満児は保育所、三歳以上児は幼稚園)の構想に強く反対するものである。(三)臨時教育審議会では、戦後の教育制度を見直して新しい教育制度を打ちたてようとしているが、荒廃したといわれる学校教育制度を豊かに改善することは国民の誰もが望むところであるが、そのなかで、義務教育一年引下げが検討されることが巷間に流布されている。五歳児を学校という枠組みのなかで教育することには、精神発達上反対せざるを得ない。例現在六十人以上の保育所には、非常勤事務職員が配置されているが、全民間保育所に配置するよう望むものである。事務職員は、単に事務処理をするだけでなく、地域にひらく保育所としての機能するための仕事も可能である。また、保育所への行政指導の強化は、日々の書類作成にあつては大規模施設も小規模施設も同じであるので、六十人未満の施設にも事務職員の配置と、その常勤化の方向で施策を考へるよう強く要望するものである。(四)昭和五十九年度に予算化された乳幼児健全育成相談事業費は、目下保育園に求められている要望に対する適切な施策であり、この事業は、ますます必要となるので、どこの民間保育園でも実施できるように事業の充実・拡大を望むものである。(五)措置権者(市町村長)と民間保育園との要保育児童の保育委託については、文書に基づいて行われる事例は全国的にはまだまだ少数である。民間の主体性、独自性の立場から措置権者と対等の立場になつて、乳幼児の保育に責任をもつことからしても、文書による委託契約の締結が必要であり、このことの重要性を国会で議論するよう強く望むものである。

第六号 昭和五十九年十二月一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 青森市西滝富永八五ノ三八 林俊 英 外二千二百六十二名

紹介議員 松尾 官平君

- 一、措置費を改善すること。
- 1 業務省力化等勤務条件改善費を改善すること。
- 2 事務職員雇上費を改善し全保育所へ配置すること。
- 3 管理費を増額すること。
- 4 一般生活費を増額すること。
- 5 児童採用暖費 除雪費を大幅に増額すること。

二、特別保育対策を拡充すること。

1 乳児保育特別対策の対象を拡大すること。

2 障害児保育費を充実すること。

3 延長保育・夜間保育対策の内容を改善すること。

三、保育所における乳幼児健全育成相談事業を拡大・充実すること。

四、保育所の保育料の現状維持を図ること。

第七号 昭和五十九年十二月一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 群馬県桐生市広沢町三ノ三、八一 一群馬県私立保育園連盟内 正和 法隆

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五四号 昭和五十九年十二月三日受理

医療保険の抜本改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市本町一ノ一五ノ二

九 渡辺有明 外二百九十九名
紹介議員 吉川 春子君

医療保険制度は、その発足以来、いつでも、どこでも、だれでも、安心して医療が受けられることを目指してきた。そして、七・九人に一人が病気になるという過去最悪の健康状態になっている今日、その役割はますます大切になっている。ところが、政府は、健康保険本人の十割給付の大原則を崩すことをはじめとした医療保険の抜本的な改悪をした。そのうえ、医療標準の名のもとに、医療水準を低下させようとしており、もしこれが実施されると家計負担が重くなるばかりでなく、国民の健康を守ることもできなくなる。ますます広がる生活苦のもとで、国民の命と健康を脅かす医療保険改悪を直ちにとりやめるべきである。ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、健康保険・共済組合本人の十割給付を復活すること。
二、国民健康保険に対する国庫補助金の引下げをやめ、給付改善を図ること。
三、退職者医療制度は、健康保険の被保険者負担をやめ、必要な国庫補助を行い、給付率は健康保険なみとすること。
四、高額療養費の自己負担限度額の引上げをしないこと。
五、患者の差額負担の拡大や公的な保険医療の枠を狭める医療標準の導入をしないこと。

第五五号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 埼玉県深谷市萱場二六四ノ二すみれ保育園内 田中税子 外五千二百五十五名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五六号 昭和五十九年十二月三日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願

八 吉田恵子 外九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君

我々が国の労働実態は、国際的にも立ち遅れており、年間総労働時間は欧米諸国を大きく上回っている。過密労働のなかで健康障害や妊娠障害、異常出産も増えており、このうえ婦人労働者に対する時間外、休日、深夜労働等の規制を緩和し、生理休暇を廃止すれば、健康破壊、母性破壊は更に深刻化する。これは全労働者の問題であり、男性労働者の労働条件切下げの突破口となるもので、許すことはできない。また、本来男女差別解消に役立たずの雇用平等法も、今回に継続されている雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案は、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に反するものであり、全く骨抜き、保護抜きである。ついては、母性保護の拡大を前提にした実効ある男女雇用平等法を制定するため、次の事項について実現を図りたい。
一、現行労働基準法の改悪をやめ、最低基準を引き上げること。
1 一日の労働時間延長、時間外・休日・深夜労働・危険有害業務の制限緩和・撤廃、生理休暇制度の廃止はしないこと。
二、母性保護を貫いた実効ある男女雇用平等法を制定すること。
1 男女平等の労働権は、基本的人権であるという理念に基づくものとする。
2 禁止すべき男女差別の内容は募集から退職まで雇用の全般にわたるものであること。
3 厳重な罰則規定を設け、実効性をもたせること。
4 すべての婦人労働者に適用すること。
5 男女差別の是正は国の機関で行い、だれでも費用負担を伴わず、申し立てることができると同時に、実効ある救済機関を設けること。

第七五号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 栃木県宇都宮市弥生一ノ六ノ三 風間嘉信 外七千五百十六名
紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 福岡市西区西浦六六二 宗秀登 外二万十名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 島根県安来市安来町一、一二九 安来保育園島根私立保育園連盟 内 三上威文 外五千二百三十三名
紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 岐阜県羽島市正木町新井三四七 吉田順成 外三千三百六十二名
紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 北海道上磯郡上磯町茂辺地八五八 渡島保育協議会内 多田勝 外三千八百四十七名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八〇号 昭和五十九年十二月三日受理

民間保育事業振興に関する請願
請願者 岐阜県可児市下恵士二、八三八 酒向泰岳
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一号 昭和五十九年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 栃木県宇都宮市大谷町一、四〇二 大柿守 外七千六百八十四名
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三〇号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願(四通)
請願者 横浜市戸塚区中野町一四ノ四 米田 外三千九百九十九名
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三一号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪市福島区鷺洲二ノ一四ノ一 高岡義全 外四千六百七十四名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三二号 昭和五十九年十二月四日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 大阪府箕面市稲九四ノ九 玉田修三 外四百九十九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第一五九号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 愛知県豊橋市多米町大門二ノ一 林英幸 外一万六百名

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六〇号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 沖繩県浦添市勢理客一六八 与那
覇ナリ 外三千四百十八名
紹介議員 大浜 方栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六一号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡新庄町南藤井九二
ノ一華表保育園内 布施教雄 外
三千四百十一名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六二号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 埼玉県本庄市寿三ノ一〇ノ三〇み
どり保育園内 福島好正 外六千
九十六名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六三号 昭和五十九年十二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三二ノ二
ノ八一七 松本真 外六千三百九
名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六四号 昭和五十九年十二月四日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四社会福祉法人全国社会福祉協議
会全国保育協議会内 宗秀登 外

三万三千七百三名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二六号 昭和五十九年十二月五日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 沖繩県浦添市勢理客一六六 具志
堅信代 外三千四百十八名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七号 昭和五十九年十二月五日受理
医療費負担の軽減に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町滴水四九六
小村学
紹介議員 田代由紀男君
我が国の医療保険制度は、急速な人口の老齢化を
間近に控え、二十一世紀を展望して、医療費の適
正化、負担の公平、給付の平等などを柱として、
第一回国会において健康保険法等の一部を改正
する法律が可決、成立したところである。この改
正による退職者医療制度の創設、高額療養費制度
の改善等を十分理解しつつも、被用者本人の一割自
己負担は、勤労者家計の負担増となるものと考え
る。ついては、医療費負担の軽減を図るため、健
康保険等被用者保険の家族の外来及び国民健康保
険の被保険者について、現行の七割給付を八割給
付とする措置を講ぜられたい。

第二二八号 昭和五十九年十二月五日受理
老人福祉に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八
医療ビル東京老人福祉会内 上田
金藏 外七百八十一名
紹介議員 安井 謙君
老齢福祉年金の増額、老人保健法に関連した老人
医療制度の見直し、入院費中差額ベッド料・看護
料・付添人費用の無料化、高齢者就労施設の増設
と就労の徹底、寝たきり老人・ぼけ老人対策、ホ

ームヘルパーの増員、老人福祉関係の諸制限の緩
和又は撤廃について改善を図られたい。

理由
七十歳以上の高齢者は我が国人口の一割にも達
し、その大半は経済的に恵まれていない。現在の
高齢者は、国のため数々の戦禍に遭遇して、老後
の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者といつ
ても過言ではない。また、敗戦後、家族制度の崩
壊により、ほとんどの老人が精神的、経済的に取
り残され、特に低成長時代のなかでその影響は老
齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活
苦に一層拍車をかけている。高齢のため、心なら
ずも国の福祉施策に頼らざるをえないが、近年盛
り上った老人福祉対策も後退の兆しさえ見受けら
れる憂慮すべき現状である。我が国の高齢者社会
は高齢人口の増加により世界一の老人大国とな
り、国政のうえにも大きな社会問題となつてお
り、次の恒久的老人福祉対策を講ずるよう望むも
のである。(一)老齢福祉年金については、近年の経
済不況を理由に引上げ困難等とのことであるが、
財政事情に関係なく抜本的年金制度の改革と物価
値上りに比例した適正なスライド制を加味して
勘案し、月額三万円の実現を期待するものである。
(二)老人の医療費無料化制度によつて、容易に
病院に行けなかつた多くの老人が経済的にも精神
的にも大変助けられたが、老人保健法の制定で一
部負担金の導入等老人医療が有料化され、老人を
病院から締め出す傾向があることは実態を無視し
たものである。老人保健法に関連した老人医療制
度の見直し、入院費中の差額ベッド料、その他関
連した看護料、又は諸費用の無料化又は軽減と実
質的な老人医療の充実を望むものである。(三)老人
福祉法の一環として老人クラブが設立されている
が、その助成金が低額のためその運営に支障をき
たしているため助成金の増額を望むものである。
(四)高齢者就労については、積極的就労あつ旋を望
むものである。なお、寝たきり老人に対するホー
ムヘルパー派遣週一回を三日以上に増し介護の徹
底化及びぼけ老人対策等の実現を望むものであ

第二八三号 昭和五十九年十二月六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷二ノ六ノ一
五 石橋君代 外九百六十九名
紹介議員 秦 豊君
我々は政府が婦人に対するあらゆる形態の差別の
撤廃に関する条約を完全批准し、男女が平等に生
き続け働き続けることを目指して、男女雇用平等
法を制定することに期待し、実現を要請してき
た。ところが、政府が第百一回国会に提出した雇
用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確
保を促進するための労働関係法律の整備等に関
する法律案は、財界の主張のみを受け入れ、募集・
採用から定年・退職までの差別の解消を努力義務
にしたり、罰則規定がないなど実効性のない内容
になつていく。加えて、この法律案は労働基準法
の母性保護関係の条項を改悪し、時間外や深夜労
働、危険有害業務を婦人労働者にも押し付け、そ
の一方で生理休暇を廃止するなど健康破壊・母性
破壊を引き起こす内容となつていく。雇用におけ
る男女平等こそ基本的な人権を守る第一歩である。
ついては、今国会において母性保護の拡充を前提
に、次の事項をそなえた実効ある男女雇用平等法
を制定されたい。

一、現行労働基準法の改悪をしないこと。
1 労働基準法の第三条に性による差別の禁止
を明記すること。
2 生理休暇の廃止をはじめ、深夜業、時間外・
休日労働、危険有害業務の禁止等の緩和、撤
廃などは絶対にしないこと。
二、男女雇用平等法の制定には次の内容を基本に
すること。
1 母性を社会的機能として保障すること。
2 募集、採用から賃金、配置、昇進、昇格、
福利厚生、定年、退職など雇用のすべての分野
にわたつて差別的な取扱いを禁止すること。

3 法律は厳しい罰則規定を設けて実効性のあるものとする。

4 救済機関は、勧告・命令など有効な救済措置をとりうる行政機関とし、だれもが利用できるようなものにする。

5 職種に差別なくすべての婦人労働者に適用すること。

第二八六号 昭和五十九年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都品川区中延四ノ一六ノ一

七 加藤順朗 外五千八百三十六名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九九号 昭和五十九年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市東町三四二鳥取県私立保育園連盟事務局内 大橋忠道 外三千七百七名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇〇号 昭和五十九年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 鳥根県安来市安来町一、一二九安来保育園鳥根県私立保育園連盟内 岩佐昌紀 外五千六百四十一名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇一号 昭和五十九年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願(三通)

請願者 横浜市鶴見区鶴見中央三ノ一三ノ三八鶴見ハイライズ六一一 仲松庸正 外四千八百四十六名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇二号 昭和五十九年十二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 長野市若里一、五七〇ノ一長野県保育園連盟内 白鳥祐祥 外千八百五十五名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇三号 昭和五十九年十二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会内角正俊 外一万一名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇四号 昭和五十九年十二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 新潟県新井市経塚町五ノ九 小林悦子 外七千七百五十五名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

十二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法の一部改正

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を「四十六万八千円」に、「三万七千二百円」を「三万七千二百円」に改める。

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十九万九千六百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十八条中「二万五千五百円」を「二万八千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七、七十九条の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度と同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百以下となるに至つた場合において、百分の百を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)以下この条において「法律第八十二号」という。附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数」とあるのは、「前年度」の物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置

が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）と、法律第八十二号附則第五十三条第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九号）附則第四条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

- 一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条
- 二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条
- 三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一条
- 四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項
- 五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二

十二月十九日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は十二月十八日）

一、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

昭和五十九年十二月二十五日印刷

昭和五十九年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K